

あがプラザ新規入店者支援実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、あがプラザの活性化とにぎわいを創造するため、呉市営住宅条例（平成9年呉市条例第37号）第15条及び第19条の規定等に基づき、あがプラザの新規入店者（以下「入店者」という。）の支援について必要な事項を定めるものとする。

(支援の概要)

第2条 前条の目的を達成するため、次の支援を講ずるものとする。

(1)家賃及び敷金の減免

入店者の家賃月額、入店の日から起算して1年を経過した日の属する月までを1年目とし、以降6年目まで、呉市営店舗管理規則（平成4年呉市規則第47号。以下「規則」という。）第8条に規定する家賃に別表の左欄に掲げる入店期間の区分に応じて同表の右欄に定める負担率をそれぞれ乗じ、100円未満を切り捨てた額に減免する。また、敷金も同様に、1年目の減免後家賃の2ヶ月分に減免する。

(2)店舗管理費（以下「共益費」という。）の免除

あがプラザ管理組合の共益費は、入店の日から起算して1年を経過した日の属する月までの1年間を免除し、市が負担するものとする。

(支援の対象者)

第3条 前条に定める支援の対象者は、規則第2条の入居資格を備える見込みのある者で、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの入店者とする。ただし、原則、週5日以上営業を行い、3年以上継続して営業しようとする者に限る。

(手続等)

第4条 第2条に定める支援を受けようとする者は、あがプラザ新規入店者支援申請書兼誓約書（様式1）、あがプラザ新規入店計画書（様式2）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、速やかに入店計画書を審査し、あがプラザ活性化とにぎわいの創造に寄与されると認められたときは、あがプラザ新規入店者支援承認通知書（様式3）を交付する。

3 既に当該支援を受けている者が、追加及び変更により新たな区画へ申込みを行う場合、既に受けている支援の残期間及び減免率を、前二項の手続きを要さず、追加及び変更により申込みを行う区画へも適用する。

(支援策の停止及び入店者への請求)

第5条 市長は、入店者が次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、第2条に規定する支援を停止するとともに、既に減免した家賃、敷金及び免除した共益費相当額の全額を入店者に請求することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為によって入居手続きを行った場合
- (2) 請書に記載する事項に違反した場合
- (3) その他、市長の定める事項に違反した場合

付 則

この要綱は、平成25年12月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年2月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第2条関係）

| 入店期間 | 負担率 |
|------|--------|
| 1年目 | 12分の6 |
| 2年目 | 12分の7 |
| 3年目 | 12分の8 |
| 4年目 | 12分の9 |
| 5年目 | 12分の10 |
| 6年目 | 12分の11 |